

起案用紙（委員会記録用）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	令和6年11月25日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和6年11月28日			保存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	6四議 第474号			公開	非公開理由		
分類番号	04-02-03			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開)	四万十市情報公開条例第9条に該当 ()		
簿冊番号	04-05						
委員会名	教育民生常任委員会			会議年月日	令和6年9月26日(木)		
				会議時間	9時57分～10時26分		
出席委員	委員長	谷田道子		欠席委員			
	副委員長	前田和哉					
	委員	山崎司					
	委員	松浦伸					
	委員	川渕誠司					
	委員	川村真生					
その他	議長	宮崎努					
	委員外議員	上岡真一					
執行部出席者	市民・人権課長	加用拓也					
	市民・人権課 国保係長	白土博子					
事務局	事務局長	原憲一					
	総務係長	土居和博					
記 録							
令和6年9月定例会で付託された議案2件の審査のため、委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会。

●まず、「第27号議案 四万十市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、審査を行った。

【説明：加用市民・人権課長】

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴い、紙の保険証が廃止された後、マイナンバーによる保険証利用を基本とし、マイナンバーカードによる保険証を利用することが出来ない状況にある方も必要な保険診療等を受けることができるよう、国民健康保険法が改正されたことから、四万十市国民健康保険条例第13条に定めている、国保税の長期滞納者に対する被保険者証の返還を求めること、被保険者証の返還に応じない場合の罰則に関する規定を削除するため、同条例の一部を改正する。今回の改正は令和6年12月2日施行となる。

【質疑：川淵委員】

今後、国の情勢の変化により、保険証の取扱いが変わる可能性があるが、現時点で改正すべきものなのか。

【答弁：加用市民・人権課長】

市の担当課として、国の情勢について申し上げる立場にないが、マイナンバーによる保険証の運用は医療分野のDX化の根幹と見込まれており、12月2日からの改正法は既に施行されている。

【質疑：川淵委員】

国が保険証の取扱いの変更を延期した場合はどうなるのか。

【答弁：加用市民・人権課長】

取扱い変更により紙の保険証が継続して使用される場合、条例についても改正前の内容で取扱う必要がある。

- － 小休 －
- － 正会 －

【質疑：川淵委員】

今回の改正において条例第13条中の第9項を第5項としているが、これは紙の保険証が無くなるため、保険証の返還を求めること、返還に応じない場合の罰則に関する規定が無くなるということか。

【答弁：加用市民・人権課長】

法改正により紙の保険証が発行されなくなるため、紙の保険証に関する条文を無くす改正となる。

【質疑：川淵委員】

12月2日から紙の保険証は発行されなくなるが、既に発行されている紙の保険証は来年の7月までは使用可能となっている。紙の保険証に関する条文が無くなると困るのではないか。

- － 小休 －
- － 正会 －

【答弁：加用市民・人権課長】

今回の改正の附則として経過措置を設けており、紙の保険証を持つ方については、従前の通り取扱う。

【質疑：川淵委員】

今回の条例改正後、12月2日からの紙の保険証発行廃止が延期された場合、新たに条例改正が必要となるのか。

【答弁：加用市民・人権課長】

今回の改正内容については、国による改正法が施行されており、関連する条例は改正する必要がある。仮に改正前の状態に戻す法改正があれば、条例についても再度改正することとなる。

- － 小休 －
- － 正会 －

挙手採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第32号議案 高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」、審査を行った。

【説明：加用市民・人権課長】

後期高齢者医療制度においても、第27号議案と同様に、マイナンバー法等の改正による保険証の取扱いに変更があり、後期高齢者医療制度を所管する高知県後期高齢者医療広域連合の規約の一部を変更する必要が生じたことから、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、規約の一部変更について、関係地方公共団体の議決を求めるもの。

【質疑：川渕委員】

この規約の改正も、12月2日をもって紙の保険証の発行が廃止されることを前提としたものか。

【答弁：加用市民・人権課長】

議員の言うとおりに、第27号議案と同様の改正となる。

挙手採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、その他に移り、管外視察、次回委員会の日程について協議を行った。

- － 小休 －

①管外視察（行程等を確認）

日程：10月9日（水）から10月11日（金）

視察先自治体：東京都八王子市、埼玉県吉川市、埼玉草加市

②次回委員会の日程

日時：11月12日（火）10時00分から

場所：市役所6階 第1・第2委員会室

- － 正会 －

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。